

平成21年度農村振興総合整備推進事業（東北農政局管内各県毎に行う事業）に係る公募要領

第1 総則

平成21年度農村振興総合整備推進事業（東北農政局管内各県毎に行う事業）（以下「補助事業」という。）に係る課題提案の実施については、この要領に定める。

第2 公募対象補助事業等

（目的）

高齢化や過疎化、混住化といった農村の課題に加え、都市農村交流や環境への配慮意識の高まりなど新たなる課題に対応し、地域の特徴を活かした地域が主体となった農業生産基盤と農村生活環境の統合的な整備を円滑かつ適正に実施することを目的とする。

（内容）

農政の動向や農村地域の動向を踏まえ農村振興総合整備事業等（団体営調査設計事業実施要綱第3の表の2に掲げる次の事業をいう。「農村振興総合整備事業」「村づくり交付金」「農業集落排水資源循環統合補助事業」「田園整備事業」）の実施についての指導、情報の提供、技術向上及び調査研究に関する業務であり、以下の区分とする

- 1 農村振興総合整備事業等の実施に関する啓発普及（農業集落排水資源循環統合補助事業に限る。）
農村振興総合整備事業等の役割や必要性に関する啓発普及等の活動を実施する。
- 2 農村振興総合整備事業等の技術向上対策
市町村等の農村振興総合整備事業等を担当する技術者に対して、技術力の向上を図るために必要な研修を開催する。
- 3 農村振興総合整備事業等の技術指導
市町村等の農村振興総合整備事業等の担当者に対して、事業化に向けた技術指導、並びに設置した施設の長寿命化に向けた技術指導と助言を行う。
- 4 農村振興総合整備事業等の調査研究等
1から3までに掲げる業務遂行のために必要な各種調査研究等を実施する。

このほか、当該補助事業の詳細内容については、別添「団体営調査設計事業実施要綱」及び「団体営調査設計事業実施要綱の運用」を参照すること。

第3 公募対象者

公募に応募できる者は、次の1及び2の双方に適合するものとし、事業実施主体の主たる事務所は東北農政局管内各県のいずれかにあることとする。

1 対象者

- (1) 民間企業
- (2) 独立行政法人
- (3) 認可法人
- (4) 民間団体

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50条）第42条第2項に規定する特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

2 応募資格・条件等

- (1) 行為能力を有する者であること。
- (2) 補助事業等を遂行する資力を有する者であること。
- (3) 法人格を有しない任意団体の場合は、会計処理・意思決定等の方法について規約等が整備されていること。
- (4) 国や地方公共団体が行う農村振興総合整備事業等の実施に関する啓発普及活動、技術向上対策、技術指導、調査研究等について知見があり、調査・設計等の品質向上を図る能力を有していること。

第4 補助対象経費の範囲

- 1 賃金
- 2 報償費
- 3 旅費
- 4 請負費
- 5 委託料
- 6 調査費(通信運搬費、印刷製本費、会議費、賃金等)

なお、当該補助事業等の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

第5 申請できない経費

事業実施に関連のない経費

第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は次に示すとおりで、この予算の範囲内で事業の実施に必要な経費を定額により補助します。

なお、補助金の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をした上で決定するため、提案のあった額より減額されることがありますので、予めご了承ください。

(青森県で行う業務)	1, 800, 000円以内
(岩手県で行う業務)	1, 800, 000円以内
(宮城県で行う業務)	2, 000, 000円以内
(秋田県で行う業務)	1, 900, 000円以内
(山形県で行う業務)	1, 400, 000円以内
(福島県で行う業務)	1, 500, 000円以内

第7 課題提案書等の提出について

1 提出書類

- (1) 事業に係る課題提案書 3部(正1、副2)
- (2) 補助事業費内訳(参考資料として提出する。別添様式1により、補助事業等を実施するために必要な経費をすべて記載すること。) 3部(正1、副2)
- (3) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約 3部(正1、副2)
- (4) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類 3部(正1、副2)

2 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

3 提出期限

平成21年9月1日(火) 17:15まで

(郵送の場合は、平成21年9月1日(火)までに窓口必着とする。)

4 提出・照会等窓口

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号

東北農政局整備部地域整備課

TEL: (022) 263-1111 (代表)

FAX: (022) 216-4287

担当者 課長補佐 高橋 一彦 (内線4171)

調整係長 太田 浩樹 (内線4169)

第8 課題提案書の内容等

- 1 課題提案書(様式は任意。A4版で5枚以内(片面印刷で、文字サイズは11ポイント以上)とすること。図表等を用いてもよい。)は、以下の項目について記載すること。また、課題提案書は、日本語で記載すること。

- (1) 事業実施方針及び事業実施内容(事業の目的に即した具体的な実施方針の設定)

- (2) 事業実施計画（事業全体の実施手順、スケジュール等）
 - (3) 事業実施手法（事業内容毎の具体的な実施手法）
 - (4) 事業実施体制（事業内容に見合った技術者の配置等）
 - (5) 事業遂行能力（中立性・公平性の確保、事業内容に見合った技術力の有無等）
- 2 課題提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
 - 3 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
 - 4 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続き以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

第9 課題提案書の選定

- 1 補助金等交付候補者の選定は、東北農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等について審査の上、選定する。
- 2 課題提案会を開催しないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、東北農政局管内各県1者を予定している。
ただし、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が具わっていないと判断できる場合は、応募者が県内において1者であっても補助金等交付候補者として選定しない。

第10 選定結果の通知

東北農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては選定されなかった旨を、それぞれ平成21年9月18日（金）までに通知する。

第11 主な留意事項

- 1 補助事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、団体営調査設計事業実施要綱、団体営調査設計事業実施要綱の運用及び農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱に従って実施すること。
- 2 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管すること。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規定に

より農林水産大臣の別に定める処分制限財産とし、当該財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、農村振興局長の承認を受けて処分したことより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 4 当該補助事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間に関わらず、第三者に漏らしてはならない。

(別添様式1) 補助事業費内訳

1 収入の部 (単位:円)

区 分	
国庫補助金	
自己負担金	
収 益 金	
合 計	

2 支出の部 (単位:円)

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		積算基礎
		国庫補助金	その他	
1 農村振興総合整備事業等の実施に関する啓発普及				
2 農村振興総合整備事業等の技術向上対策				
3 農村振興総合整備事業等の技術指導				
4 農村振興総合整備事業等の調査研究等				
合 計				